

第2節 法令に基づく規制の状況

1 騒音に係る環境基準と環境基準達成状況

(1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、表 2.2.1 のとおりで、道路に面する地域以外の地域における騒音（一般環境騒音）及び道路に面する地域の騒音（自動車騒音）について、地域の類型に応じ、地域や時間の区分等によって区分された騒音のレベルがデシベルで規定されています。

表 2.2.1 騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

地域の類型	地域の区分	時間の区分		
		昼間	夜間	
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域（道路に面する地域以外の地域）	50 以下	40 以下	
A	専ら住居の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	55 以下	45 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	主として住居の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	55 以下	45 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	道路に面する地域	70 以下 (45 以下)	65 以下 (40 以下)

注 1 () 内の値は、室内へ透過する騒音に係る基準である。

2 時間の区分は、次のとおりである。
 昼間：午前6時から午後10時まで
 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

また、県では、国の通知に基づき、騒音に係る環境基準の地域指定については、表 2.2.2 のとおり、航空機の騒音に係る環境基準の地域指定については、表 2.2.3 のとおり、新幹線鉄道に係る環境基準の地域指定については、表 2.2.4 のとおり指定しています。

表 2.2.2 騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定

地域の類型	あてはめる地域（都市計画法による用途地域）	地域指定されている市町名
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町及び朝日町の区域
B	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	

注 17年11月1日における行政区分による。

表 2.2.3 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定

地域の類型	環境基準値（単位：WECPNL [†] ）	地域指定されている市町名
II	75 以下	富山市の空港周辺地域

注 17年11月1日における行政区分による。

表 2.2.4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定

地域の類型	環境基準値 (単位: dB)	地域指定されている市町名
I	70 以下	富山市、魚津市、滑川市、黒部市、上市町、入善町及び朝日町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線から両側にそれぞれ 300メートル以内の地域(トンネル部分については、トンネルの出入口からトンネル中央部方向へ 150メートル以内の区間に係る地域に限る。以下「対象地域」という。)であって、別紙図面に黄緑色で表示する地域
II	75 以下	対象地域であって、別紙図面に黄緑色の網掛で表示する地域

注 別図は県及び地域が指定されている市町に常設されています。

(2) 騒音の環境基準達成状況

騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、騒音規制法に基づき 16 年度に県と関係市町が調査を実施しました。

その結果、一般環境騒音の環境基準達成率は、表 2.2.5 のとおり 88%で、自動車騒音の環境基準の達成率は、表 2.2.6 のとおり 74%でした。

また、県が実施した航空機の騒音に係る環境基準の達成状況は、表 2.2.7 のとおりで、すべての調査地点で環境基準を達成していました。

表 2.2.5 一般環境騒音の環境基準達成率 (16 年度)

区 分	測定地点数	全部達成	一部達成	未達成
道路に面する地域以外の区域	69	61 (88)	6 (9)	2 (3)

注 () 内の数値は、測定地点数に対する達成地点数の割合で、単位は%である。

表 2.2.6 自動車騒音の環境基準達成率 (16 年度)

区 分	測定地点数	環境基準達成率			
		0%~50%未満	50%~100%未満	100%	
道路に面する地域	15	2 (13)	2 (13)	11 (74)	
内 訳	国 道	10	2 (20)	2 (20)	6 (60)
	県 道	4	0	0	4 (100)
	そ の 他	1	0	0	1 (100)

注1 環境基準の達成率は、当該地域内の全ての住居等のうち環境基準に適合している戸数の割合を把握して面的評価したものである。

2 () 内の数値は、測定地点数に対する達成地点数の割合で、単位は%である。

表 2.2.7 航空機騒音の年度別推移

(単位: WECPNL)

調査地点名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
富山市萩原	69	69	71	72	71
富山市塚原	68	68	70	70	70
富山市新保	61	62	67	67	66
婦中町萩島	70	71	73	70	70
環境基準	75 以下 (II 類型)				

注 調査地点は全て現富山市である。

2 騒音規制の概要

騒音規制法は、工場・事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全することを目的としています。

また、富山県公害防止条例（以下「条例」という。）でも工場・事業場からの騒音について規制しています。

(1) 騒音規制法に基づく規制の概要

ア 工場・事業場に対する規制

(ア) 特定施設

騒音規制法では、機械プレスや送風機等の著しい騒音を発生する施設を政令で表 2.2.8 のとおり特定施設として定めています。また、指定地域内に特定施設を設置する工場または事業場（以下「特定工場等」という。）は、特定施設の設置届出や規制基準を遵守する義務があります。

表 2.2.8 騒音規制法に基づく特定施設

特 定 施 設	規 模 ・ 能 力
1 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。
ロ 製管機械	—
ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。
ヘ セン断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
ト 鍛造機	—
チ ワイヤフォーミングマシン	—
リ プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く。
ヌ タンブラー	—
ル 切断機	といしを用いるものに限る。
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。
3 土石用または鉱物用の破砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
4 織機	原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。
ロ アスファルトプラント	混練機の混練容量が 200 キログラム以上のものに限る。
6 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。
7 木材加工機械	
イ ドラムノーカー	—
ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
ハ 碎木機	—
ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
ホ 丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
ヘ かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
8 抄紙機	—
9 印刷機	原動機を用いるものに限る。
10 合成樹脂用射出成形機	—
11 鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。

(イ) 指定地域及び規制基準

工場・事業場に係る騒音の指定地域及び規制基準については、知事（富山市にあっては、富山市長。以下「知事等」という。）が規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設に関し、必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

県では、表 2.2.9 及び表 2.2.10 のとおり、高岡市等 9 市 4 町（平成 17 年 11 月 1 日における行政区分による）のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を指定し、区域の区分と時間の区分に分けて規制基準を定めています。

なお、富山市の区域についても、富山市長が、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制地域に指定しています。

騒音の規制基準は、特定工場等の敷地境界における騒音の大きさの許容限度をいいます。

表 2.2.9 騒音規制法に基づく区域の区分

地域 区域の区分	対 象 地 域	あてはめる地域 (都市計画法による用途地域等)	地域指定されている市町名
第 1 種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域	富山市、高岡市、魚津市、 氷見市、滑川市、黒部市、 砺波市、小矢部市、南砺市、 射水市、上市町、立山町、 入善町及び朝日町の区域
第 2 種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、 準住居地域	
第 3 種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、別図に区画した区域 (別図略)	
第 4 種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	工業地域、工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ 50 メートルの範囲内）	

注 平成 17 年 11 月 1 日における行政区分による。

表 2.2.10 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準（単位：デシベル）		
	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	朝夕（午前 6 時から午後 8 時まで及び午後 7 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時まで）
第 1 種区域	45	40	40
第 2 種区域	55	45	40
第 3 種区域	65	60	50
第 4 種区域	70	65	63

備考(1) 第 1 種区域又は第 2 種区域に接する第 4 種区域の当該接する境界線から当該第 4 種区域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表の第 4 種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては 65 デシベル、朝夕にあっては 60 デシベル、夜間にあっては 55 デシベルとする。

(2) 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準（第 2 種区域の夜間の基準を除く。）から 5 デシベルを減じた値とする。

イ 建設作業に対する規制

(ア) 特定建設作業

騒音規制法では、くい打機等を使用する建設作業のうち、著しい騒音を発生する作業を政令で表 2.2.11 のとおり特定建設作業として定めています。また、指定地域内において特定建設作業を行おうとする者は、特定建設作業の実施届出や規制基準を遵守する義務があります。

表 2.2.11 騒音規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業	作業内容等
1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。 くい打機は、もんけんを除く。 くい打くい抜機は、圧入式くい打くい抜機を除く。
2 びょう打機を使用する作業	—
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。
4 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラントにあっては、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のもの、アスファルトプラントにあっては、混練機の混練容量が 200 キログラム以上のものに限る。 ただし、モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6 バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。
7 トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。
8 ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。

(イ) 指定地域及び規制基準

建設作業に係る騒音については、工場・事業場に係る騒音と同様に、知事等が規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定建設作業に関し、必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

県では、高岡市等9市4町（平成17年11月1日における行政区分による）のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域（工業専用地域を除く。）を指定し、**表 2.2.12** のとおり区域の区分と時間の区分に分けて規制基準を定めています。

なお、富山市の区域についても、富山市長が、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制地域に指定しています。

表 2.2.12 特定建設作業に係る騒音の規制基準

騒音の大きさ	作業のできない時間		1日における作業時間*		同一場所における作業期間	日曜日、休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
特定建設作業の敷地境界線で、85デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時	午後10時から翌日午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止
備考 区域の区分は、次の地域区分による。						
第1号区域：表 2.2.9 の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域						
第2号区域：表 2.2.9 の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域						

注 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

ウ 自動車騒音の規制

(ア) 許容限度

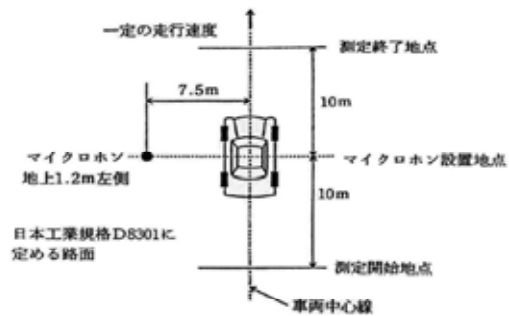
環境大臣は、自動車騒音の防止を図るため、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の許容限度を**表 2.2.13** のとおり定めています。

表 2.2.13 自動車騒音の大きさの許容限度

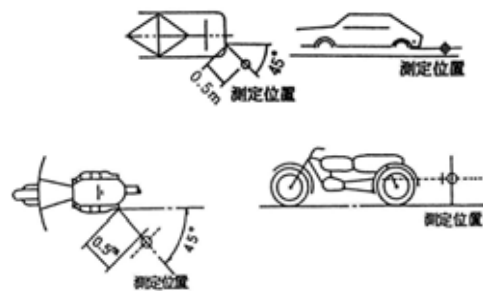
区分	自動車の種別		自動車騒音の大きさの許容限度			
			定常走行 騒音	近接排気 騒音	加速走行 騒音	
道路運送 車両法第 59条第1 項の新規 検査、法第 71条第1 項の予備 検査又は 規則第62 条の3第5 項の検査 を受けようとする もの	大型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車	83	99	82
			すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	82	99	81
	中型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの	80	98	81
			すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	79	98	80
	小型車	車両総重量が3.5トン以下のもの		74	97	76
	乗用車	専ら乗用に供する乗用定員10人以下のもの	車両の後部に原動機を有するもの	72	100	76
			車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	72	96	76
	二輪自動車	二輪の小型自動車		72	94	73
		二輪の軽自動車		71	94	73
	原動機付自転車	第一種原動機付自転車		65	84	71
第二種原動機付自転車		68	90	71		
現に運行 されているもの	大型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの		85	99	-
	中型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもの		85	98	
	小型車	車両総重量が3.5トン以下のもの		85	97	
	乗用車	専ら乗用に供する乗用定員10人以下のもの	車両の後部に原動機を有するもの	85	100	
			車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	85	96	
	二輪自動車	二輪の小型自動車及び軽自動車		85	94	
	原動機付自転車	第一種原動機付自転車		85	84	
第二種原動機付自転車		85	90			

表 2.2.13 自動車騒音の大きさの許容限度（続き）

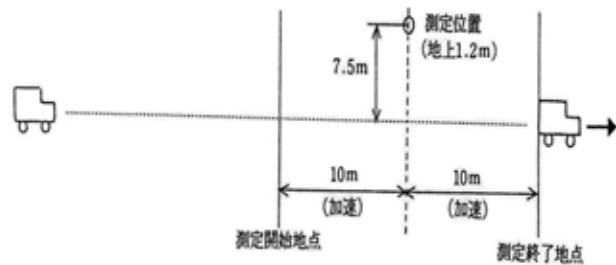
備考(1) 定常走行騒音とは、原動機の最高出力時の回転数の60%の回転数で走行した場合の速度で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ7.5メートル離れた位置で地上1.2メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。



(2) 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の75%（二輪自動車並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が5,000rpmを超えるものにあつては、50%）の回転数で無負荷運転されている状態からスロットルを急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方45度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から0.5メートル離れた位置で排気管の開口部中心の高さにおいて測定した騒音をいう。



(3) 加速走行騒音とは、原動機の最高出力時の回転数の75%の回転数で走行した場合の速度で進行して、20メートルの区間をスロットル全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ7.5メートル離れた位置で地上1.2メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。



(イ) 自動車騒音の要請限度

知事等が定める指定地域内において自動車騒音を測定した結果が表 2.2.14 に定める限度（要請限度[†]）を超えていることにより、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合に、市町村長は都道府県公安委員会に道路交通規制等の措置をとるよう要請することができます。

また、この要請のほか、必要があると認めるときは、道路管理者または関係行政機関の長に、当該道路の部分の構造改善、その他自動車騒音の大きさの減少について意見を述べるすることができます。

表 2.2.14 指定地域内における自動車騒音の限度（公安委員会への要請限度）（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分		あてはめる地域 (都市計画法による用途地域等)	
	昼間	夜間		
a	1 車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 (75)	65 (70)	
b	1 車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域			
c	車線を有する道路に面する区域	75 (75)		近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）、別図に区画した区域（別図略）

注 1 時間の区分は次のとおりである。

昼間：午前6時から午後10時までの間

夜間：午後10時から翌日の午前6時までの間

2 () 内の数値は、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度を示す。

エ 特定施設及び特定建設作業の届出状況**(ア) 特定施設の設置届出状況**

16年度末の騒音規制法に基づく市町への特定施設の設置届出状況は、表 2.2.15 のとおり 1,566 工場・事業場、18,901 施設となっています。

施設別では、空気圧縮機・送風機が 6,999 施設（37%）と最も多く、次いで織機が 5,477 施設（29%）、金属加工機械が 2,898 施設（15%）の順です。

また、市町村別では、富山市が 4,033 施設（21%）と最も多く、次いで黒部市が 3,894 施設（21%）、高岡市が 3,662 施設（19%）であり、3市で全特定施設の 61%にあたる 11,589 施設が設置されています。

表 2.2.15 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(17年3月31日現在)

市 町	特定施設	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破碎機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機	合成樹脂射出成形機	鋳造型機	計
	工場・事業場数												
富山市*1	501	729	1,931	143	444	20	2	225	4	409	122	4	4,033
高岡市*2	444	663	1,675	64	645	5	0	267	9	125	95	114	3,662
新湊市*3	81	353	790	50	0	3	1	196	0	17	6	0	1,416
魚津市	44	23	165	20	0	0	0	25	0	18	20	0	271
氷見市	31	96	79	5	20	5	0	4	0	5	0	5	219
滑川市	30	140	178	18	0	1	0	9	0	28	20	0	394
黒部市	29	623	753	48	1,832	0	0	14	0	33	0	591	3,894
砺波市	61	12	164	20	215	7	0	45	0	12	90	0	565
小矢部市	46	25	23	4	32	3	24	23	2	24	37	0	197
南砺市	81	12	187	2	455	0	1	118	0	22	33	0	830
大沢野町*1	36	65	229	23	0	0	0	6	0	3	11	0	337
大山町*1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
上市町	17	1	98	0	1,435	1	1	5	0	3	36	0	1,580
立山町	19	18	57	2	0	0	0	4	4	3	0	0	88
入善町	17	8	84	7	113	0	0	0	7	0	0	5	224
朝日町	10	4	39	0	0	0	0	36	0	3	2	0	84
八尾町*1	25	5	36	5	0	0	0	0	0	11	13	0	70
婦中町*1	15	5	288	3	0	1	0	0	0	17	7	0	321
小杉町*3	32	40	37	1	21	1	0	14	0	2	2	0	118
大門町*3	10	3	115	0	265	2	0	3	0	4	0	0	392
大島町*3	16	22	51	23	0	11	0	8	0	0	0	0	115
福岡町*2	20	51	19	5	0	2	0	8	0	5	0	0	90
計	1,566	2,898	6,999	443	5,477	62	29	1,010	26	744	494	719	18,901

注 *1は現富山市、*2は現高岡市、*3は現射水市である。(17年11月1日における行政区分による。)

(イ) 特定建設作業の実施届出状況

16年度における騒音規制法に基づく市町への特定建設作業の実施届出状況は、表2.2.16のとおり105件の届出がありました。

作業別にみると、さく岩機を使用する作業が58件（構成比60%）、くい打機等を使用する作業が15件（同23%）でした。

また、市町別では、富山市が49件（構成比47%）と最も多く、次いで氷見市が17件（同16%）、新湊市が14件（構成比13%）であり、3市で全特定建設作業の76%にあたる80件の届出がありました。

表 2.2.16 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(17年3月31日現在)

特定建設作業 市 町	くい打機等を使用する作業	びよう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント等を設けて行う作業	バックホウを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業	計
富山市* ¹	9	0	38	2	0	0	0	0	49
高岡市* ²	2	0	4	0	0	0	0	0	6
新湊市* ³	2	0	8	0	0	2	0	2	14
魚津市	0	0	1	0	0	0	0	0	1
氷見市	0	0	2	4	1	6	1	3	17
滑川市	0	0	1	0	0	1	1	0	3
砺波市	0	0	0	0	0	1	0	0	1
小矢部市	0	0	0	1	0	0	0	0	1
大沢野町* ¹	0	0	3	0	0	0	0	0	3
立山町	0	0	0	0	0	1	0	0	1
入善町	0	0	0	0	0	1	2	0	3
八尾町* ¹	0	0	1	0	0	1	0	1	3
小杉町* ³	2	0	0	0	0	1	0	0	3
計	15	0	58	7	1	14	4	6	105

注 *¹は現富山市、*²は現高岡市、*³は現射水市である。(17年11月1日における行政区分による。)

(2) 条例に基づく規制の概要

条例による規制は騒音規制法による規制を補完するものであり、騒音規制法の指定地域以外の地域については、法による特定施設に加え、走行クレーンやファスナー自動付機等の騒音発生施設を規制対象に、また、法の指定地域については、法の特定施設以外の騒音発生施設を規制対象にして、工場・事業場からの騒音を規制しています。

ア 規制基準

地域により土地利用状況が異なるため、騒音規制法による区域とその他の区域に区分して、規制基準を表 2.2.17 のとおり定めています。

表 2.2.17 条例に基づく工場騒音に係る規制基準

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準 (単位:デシベル)			
	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝夕 (午前 6 時から午後 8 時まで及び午後 7 時から午後 10 時まで)	夜間 (午 10 時から翌日午前 6 時まで)	都市計画法による用途地域区分
第 1 種区域	45	40	40	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域
第 2 種区域	55	45	40	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、 準住居地域
第 3 種区域	65	60	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種区域	70	65	63	工業地域、工業専用地域の境界から 50 メートル以内
その他の区域	60	55	50	上記の区域を除く全ての地域

備考(1) 第 1 種区域又は第 2 種区域に接する第 4 種区域の当該接する境界線から当該第 4 種区域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表の第 4 種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては 65 デシベル、朝夕にあっては 60 デシベル、夜間にあっては 55 デシベルとする。

(2) 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域内に所在する学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条に規定する保育所、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準 (第 2 種区域の夜間の基準を除く。) から 5 デシベルを減じた値とする。

イ 届出状況

16年度末の条例に基づく届出状況は、表 2.2.18 のとおりで、届出工場・事業場数は2,190工場・事業場となっています。

表 2.2.18 条例に基づく騒音の届出工場・事業場の状況 (17年3月31日現在)

市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数
富山市* ¹	321	砺波市	107	立山町	54	細入村* ¹	7
高岡市* ²	379	小矢部市	145	宇奈月町	26	小杉町* ³	22
新湊市* ³	36	南砺市	252	入善町	43	大門町* ³	21
魚津市	73	大沢野町* ¹	18	朝日町	29	下村* ³	1
氷見市	90	大山町* ¹	40	八尾町* ¹	49	大島町* ³	15
滑川市	139	舟橋村	5	婦中町* ¹	89	福岡町* ²	45
黒部市	133	上市町	51	山田村* ¹	0	計	2,190

注 *¹は現富山市、*²は現高岡市、*³は現射水市である。(17年11月1日における行政区分による。)

3 振動規制の概要

振動規制法は、工場・事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全することを目的としています。

(1) 振動規制法に基づく規制の概要

ア 工場・事業場に対する規制

(ア) 特定施設

振動規制法では、機械プレスや圧縮機等の著しい振動を発生する施設を政令で表 2.2.19 のとおり特定施設として定めています。また、指定地域内に特定施設を設置する工場または事業場（以下「特定工場等」という。）は、特定施設の設置届出や規制基準を遵守する義務があります。

表 2.2.19 振動規制法に基づく特定施設

特 定 施 設	規 模 ・ 能 力
1 金属加工機械	
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ 機械プレス	—
ハ せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。
ニ 鍛造機	—
ホ ワイヤフォーマリングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。
2 圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
3 土石用又は鉱物用の破砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
4 織機	原動機を用いるものに限る。
5 コンクリートブロックマシン並びに コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	コンクリートブロックマシンは、原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。 コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械は、原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。
6 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	—
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
7 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	—
9 合成樹脂用射出成形機	—
10 鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。

(イ) 指定地域及び規制基準

工場・事業場に係る振動の指定地域や規制基準については、知事等が振動について規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

県では、表 2.2.20 及び表 2.2.21 のとおり、高岡市等 9 市 4 町（平成 17 年 11 月 1 日における行政区分による）のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を指定し、区域の区分と時間の区分に分けて規制基準を定めています。

なお、富山市の区域についても、富山市長が、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制地域に指定しています。

振動の規制基準は、特定工場等の敷地境界における振動の大きさの許容限度をいいます。

表 2.2.20 振動規制法に基づく区域の区分

区域の区分	地域	あてはめる地域 (都市計画法による用途地域等)	地域指定されている市町名
第 1 種 区域		第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町及び朝日町の区域
第 2 種区域(1)		近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに別図に区画した区域（別図略）	
第 2 種区域(2)		工業地域	

注 17 年 11 月 1 日における行政区分による。

表 2.2.21 特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	左記の区分に対応する時間区分ごとの規制基準（単位:デシベル）	
	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	夜間（午後 7 時から翌日午前 8 時まで）
第 1 種 区域	60	55
第 2 種区域(1)	65	60
第 2 種区域(2)	70	65

備考 次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から 5 デシベルを減じた値とする。

(1) 第 1 種区域、第 2 種区域(1)及び第 2 種区域(2)内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域

(2) 第 1 種区域に接する第 2 種区域(2)の当該接する境界線から当該第 2 種区域(2)内へ 50 メートルの範囲内の区域（(1)に掲げる区域を除く。）

イ 建設作業に対する規制

(ア) 特定建設作業

振動規制法では、くい打機等を使用する建設作業のうち、著しい振動を発生する作業を政令で表 2.2.22 のとおり特定建設作業として定めています。また、指定地域内において特定建設作業を行おうとする者は、特定建設作業の実施届出や規制基準を遵守する義務があります。

表 2.2.22 振動規制法に基づく特定建設作業

特 定 建 設 作 業	作 業 内 容 等
1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	くい打機は、もんけん及び圧入式くい打を除く。 くい抜機は、油圧式くい抜機を除く。 くい打くい抜機は、圧入式くい打くい抜機を除く。
2 鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業	—
3 舗装盤破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4 ブレーカーを使用する作業	手持ち式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

(イ) 指定地域及び規制基準

振動に係る指定地域及び規制基準については、工場・事業場に係る振動と同様に知事等が規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において振動の大きさ、作業時間帯、日数、曜日等の規制基準を定めており、市町村長は規制対象となる特定建設作業に関し、必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

県では、高岡市等9市4町（平成17年11月1日における行政区分による）のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域（工業専用地域を除く。）を指定し、表 2.2.23 のとおり区域の区分と時間の区分に分けて規制基準を定めています。

なお、富山市の区域についても、富山市長が、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制地域に指定しています。

表 2.2.23 特定建設作業に係る振動の規制基準

振動の大きさ	作業のできない時間		1日における作業時間*		同一場所における作業期間	日曜日、休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
特定建設作業の敷地境界線で、75 デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時	午後10時から翌日午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止
備考 区域の区分は、次の地域区分による。 第1号区域：表 2.2.19 の第1種区域及び第2種区域(1)の全域並びに第2種区域(2)区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域 第2号区域：指定地域のうち、第1号区域以外						

注 基準値を超えている場合、振動の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

ウ 道路交通振動

市町村長は、振動の測定を行った結果、指定地域内における道路交通振動の限度を超えていることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に当該道路の修繕等の措置を要請し、または公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請することができます。

なお、指定地域内における道路交通振動の限度は、表 2.2.24 のとおりです。

表 2.2.24 指定地域内における道路交通振動の限度（道路管理者または公安委員会への要請限度）

区域の区分	時間の区分	昼 間 (午前8時から午後7時まで)	夜 間 (午後7時から翌日午前8時まで)
	第1種区域		65 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル
備考(1) 第1種区域：表 2.2.20 の第1種区域 (2) 第2種区域：表 2.2.20 の第2種区域(1)及び第2種区域(2)			

エ 特定施設及び特定建設作業の届出状況

(ア) 特定施設の設置届出状況

16年度末の振動規制法に基づく特定施設の設置届出状況は、表 2.2.25 のとおり、848工場・事業場、9,034施設となっています。

施設別では、織機が3,571施設（構成比40%）と最も多く、次いで金属加工機械が2,014施設（同22%）、圧縮機が1,884施設（同21%）の順となっています。

また、市町別では、高岡市が2,406施設（構成比27%）と最も多く、次いで富山市が1,921施設（同21%）、上市町が1,524施設（同17%）であり、3市町で全特定施設の65%にあたる5,851施設が設置されています。

表 2.2.25 振動規制法に基づく特定施設の設置届出状況

(17年3月31日現在)

市 町	特定施設 工場・ 事業場 数	金 属 加 工 機 械	圧 縮 機	土 石 用 破 砕 機 等	織 機	建 設 用 資 材 製 造 機 械	木 材 加 工 機 械	印 刷 機 械	ゴ ム 練 用 又 は 合 成 樹 脂 練 用 ロ ール 機	合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	鑄 造 機 械	計
富山市*1	262	649	457	66	440	8	22	163	1	110	5	1,921
高岡市*2	293	823	708	60	539	0	35	42	0	103	96	2,406
新湊市*3	38	51	44	44	0	0	30	3	0	6	0	178
魚津市	17	29	84	5	0	0	3	0	0	10	0	131
氷見市	7	6	14	0	20	0	0	0	0	3	0	43
滑川市	18	133	113	7	0	0	3	13	0	20	0	289
黒部市	16	101	66	31	80	0	3	15	30	149	0	475
砺波市	20	15	26	1	168	0	10	20	0	94	0	334
小矢部市	23	33	7	0	38	6	5	5	2	32	0	128
南砺市	31	20	64	0	455	0	6	2	0	31	0	578
大沢野町*1	27	66	111	18	0	0	6	0	0	11	0	212
大山町*1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上市町	11	0	35	0	1,453	0	0	0	0	36	0	1,524
立山町	12	12	35	1	0	0	0	2	0	3	0	53
入善町	12	8	46	2	113	0	0	1	0	0	3	173
朝日町	6	3	0	0	0	0	21	3	0	0	0	27
八尾町*1	21	5	31	3	0	0	0	0	0	13	0	52
婦中町*1	7	7	4	105	0	2	0	0	0	0	0	118
小杉町*3	11	3	6	1	0	0	0	0	0	0	0	10
大門町*3	1	0	0	0	265	0	0	0	0	0	0	265
大島町*3	5	4	19	16	0	0	0	0	0	0	0	39
福岡町*2	10	46	14	3	0	12	0	3	0	0	0	78
計	848	2,014	1,884	363	3,571	28	144	272	33	621	104	9,034

注 *1は現富山市、*2は現高岡市、*3は現射水市である。(17年11月1日における行政区分による。)

(イ) 特定建設作業の実施届出状況

16年度における振動規制法に基づく特定建設作業の実施届出状況は、表 2.2.26 のとおり 64 件の届出がありました。作業別の届出件数は、ブレーカーを使用する作業が 43 件（構成比 67%）、くい打機等を使用する作業が 21 件（同 33%）でした。

また、市町別の届出件数は、富山市が 41 件（構成比 64%）と最も多い届出がありました。

表 2.2.26 振動規制法に基づく特定建設作業の実施届出状況 (17年3月31日現在)

特定建設作業 市 町	くい打機等を使用する作業	鋼球を使用して破壊する作業	舗装版破碎機を使用する作業	ブレイカーを使用する作業	計
富 山 市* ¹	14	0	0	27	41
高 岡 市* ²	2	0	0	4	6
魚 津 市	0	0	0	2	2
氷 見 市	0	0	0	1	1
滑 川 市	0	0	0	1	1
砺 波 市	0	0	0	1	1
大 沢 野 町* ¹	0	0	0	3	3
立 山 町	1	0	0	1	2
八 尾 町* ¹	0	0	0	2	2
小 杉 町* ³	4	0	0	1	5
計	21	0	0	43	64

注 *1は現富山市、*2は現高岡市、*3は現射水市である。(17年11月1日における行政区分による。)

4 悪臭規制の概要

化学工業、畜産業からサービス業に至るまで発生源が多種多様である悪臭については、悪臭防止法及び富山県公害防止条例（以下「条例」という。）により規制しています。

(1) 悪臭防止法に基づく規制の概要

悪臭防止法は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により、生活環境を保全することを目的としています。

ア 対象工場等

知事等が生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内における全工場・事業場を規制の対象としています。

イ 規制地域及び規制基準

(ア) 規制地域

知事（富山市の区域にあつては富山市長）は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める地域を指定しなければなりません。

県では、騒音規制法や振動規制法と同様に、高岡市等9市4町（17年11月1日における行政区分による）の区域については、都市計画法に基づき定められた用途地域を規制地域に指定しています。

なお、富山市の区域については、富山市長が、都市計画法に基づき定められた用途地域を規制地域に指定しています。

(イ) 規制基準

知事等は、規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、特定悪臭物質の濃度または臭気指数のいずれかの規制手法により、規制基準（①敷地境界線、②気体排出口、③排水）を定めることとされています。

a 特定悪臭物質

不快なおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で指定するもので、現在、アンモニア等 22 物質が指定されています。

b 臭気指数

人間の臭覚によっておいの程度を数値化したものです。

県及び富山市では、特定悪臭物質の濃度による規制を行っており、その内容は表 2.2.27 のとおりです。

表 2.2.27 悪臭防止法に基づく規制基準

(1) 第1号規制基準（敷地境界線の規制基準）

特定悪臭物質の種類	規 制 基 準			
	工 業 専 用 地 域		そ の 他 の 用 途 地 域 （第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）	
ア ン モ ニ ア	2 (ppm)	臭気強度 3.0	1 (ppm)	臭気強度 2.5
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.004		0.002	
硫 化 水 素	0.06		0.02	
硫 化 メ チ ル	0.05		0.01	
二 硫 化 メ チ ル	0.03		0.009	
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.02		0.005	
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.1		0.05	
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.1		0.05	
ノ ル マ ル プ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.03		0.009	
イ ソ プ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.07		0.02	
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.02		0.009	
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.006		0.003	
イ ソ プ タ ノ ー ル	4		0.9	
酢 酸 エ チ ル	7		3	
メ チ ル イ ソ プ チ ル ケ ト ン	3		1	
ト ル エ ン	30		10	
ス チ レ ン	0.8		0.4	
キ シ レ ン	2		1	
プ ロ ピ オ ン 酸	0.07		0.03	
ノ ル マ ル 酪 酸	0.002		0.001	
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.002		0.0009	
イ ソ 吉 草 酸	0.004		0.001	

(2) 第2号規制基準（煙突等の気体排出口の規制基準）

特定悪臭物質の種類	規 制 基 準
ア ン モ ニ ア 硫 化 水 素 ト リ メ チ ル ア ミ ン プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド ノ ル マ ル プ チ ル ア ル デ ヒ ド イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド イ ソ ブ タ ノ ー ル 酢 酸 エ チ ル メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン ト ル エ ン キ シ レ ン	<p>ア 次の式により算出した特定悪臭物質の流量とする。</p> $q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$ <p>この式において、q、H_e及びC_mは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>q：流量（単位：温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時） H_e：イに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位：メートル） C_m：(i)に規定する特定悪臭物質の値（単位：100万分率） イに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。</p> <p>イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。</p> $H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$ $H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$ $H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$ $J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1,460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$ <p>これらの式において、H_e、H_o、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>H_e：補正された排出口の高さ（単位：メートル） H_o：排出口の実高さ（単位：メートル） Q：温度15度における排出ガスの流量（単位：立方メートル毎秒） V：排出ガスの排出速度（単位：メートル毎秒） T：排出ガスの温度（単位：絶対温度）</p>

(3) 第3号規制基準（排水水の規制基準）

特定悪臭物質の種類	規 制 基 準																															
メ チ ル メ ル カ プ タ ン 硫 化 水 素 硫 化 メ チ ル 二 硫 化 メ チ ル	<p>次の式により算出した特定悪臭物質の排水水中の濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排水水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排水水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。</p> $C_{Lm} = k \times C_m$ <p>この式において、C_{Lm}、k及びC_mは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C_{Lm}：排水水中の濃度（単位：1リットルにつきミリグラム） K：別表第2の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の中欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに同表の右欄に掲げる値（単位：1リットルにつきミリグラム） C_m：(i)に規定する特定悪臭物質の値（単位：100万分率）</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定悪臭物質の種類</th> <th style="text-align: center;">当該事業場から敷地外に排出される排水の量</th> <th style="text-align: center;">値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">メチルメルカプタン</td> <td>0.001立方メートル毎秒以下の場合</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td>0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合</td> <td style="text-align: center;">3.4</td> </tr> <tr> <td>0.1立方メートル毎秒を超える場合</td> <td style="text-align: center;">0.71</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">硫 化 水 素</td> <td>0.001立方メートル毎秒以下の場合</td> <td style="text-align: center;">5.6</td> </tr> <tr> <td>0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> </tr> <tr> <td>0.1立方メートル毎秒を超える場合</td> <td style="text-align: center;">0.26</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">硫 化 メ チ ル</td> <td>0.001立方メートル毎秒以下の場合</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td>0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合</td> <td style="text-align: center;">6.9</td> </tr> <tr> <td>0.1立方メートル毎秒を超える場合</td> <td style="text-align: center;">1.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">二 硫 化 メ チ ル</td> <td>0.001立方メートル毎秒以下の場合</td> <td style="text-align: center;">63</td> </tr> <tr> <td>0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td>0.1立方メートル毎秒を超える場合</td> <td style="text-align: center;">2.9</td> </tr> </tbody> </table>	特定悪臭物質の種類	当該事業場から敷地外に排出される排水の量	値	メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71	硫 化 水 素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26	硫 化 メ チ ル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4	二 硫 化 メ チ ル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14	0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9
特定悪臭物質の種類	当該事業場から敷地外に排出される排水の量	値																														
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16																														
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4																														
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71																														
硫 化 水 素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6																														
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2																														
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26																														
硫 化 メ チ ル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32																														
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9																														
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4																														
二 硫 化 メ チ ル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63																														
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14																														
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9																														

(ウ) 改善勧告等の行政措置

市町村長は、事業場において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める場合、必要な改善措置を執るよう勧告または命令することができます。

(エ) 事故時の措置

規制地域内の事業場設置者には、悪臭を伴う事故の発生があった場合、直ちに市町村長に通報し、応急措置を講じるなどの義務があります。また、市町村長は、事故時の状況に応じ、応急措置を講じるよう命令することができます。

(オ) 悪臭の測定

市町村長は、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度または大気の臭気指数について必要な測定を行わなければなりません。

(カ) 測定の委託

市町村長は、特定悪臭物質の濃度の測定については計量法に基づく環境計量士に、臭覚測定法による臭気指数等の測定については悪臭防止法に基づく臭気測定業務従事者（臭気判定士）にそれぞれ委託することができます。

(2) 条例に基づく規制の概要

条例に基づく規制は、悪臭防止法による規制を補完するものであり、悪臭防止法の規制地域以外の地域については、動物の飼養の用に供する施設等の悪臭発生施設を規制対象として、工場・事業場からの悪臭を規制しています。

ア 規制基準

「工場等の周辺の人々の多数が不快を感じないと認められる程度」と規定されています。

イ 届出状況

16年度末の届出状況は、表 2.2.28 のとおり 738 工場・事業場で、ほとんどが養豚等の家畜飼養施設です。

表 2.2.28 条例に基づく悪臭の届出工場・事業場の状況 (17年3月31日現在)

市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数
富山市* ¹	110	砺波市	33	立山町	82	細入村* ¹	1
高岡市* ²	31	小矢部市	65	宇奈月町	2	小杉町* ³	4
新湊市* ³	2	南砺市	76	入善町	24	大門町* ³	0
魚津市	29	大沢野町* ¹	35	朝日町	5	下村* ³	0
氷見市	35	大山町* ¹	6	八尾町* ¹	20	大島町* ³	0
滑川市	18	舟橋村	3	婦中町* ¹	12	福岡町* ²	8
黒部市	102	上市町	35	山田村* ¹	0	計	738

注 *¹は現富山市、*²は現高岡市、*³は現射水市である。(17年11月1日における行政区分による。)